

第6次大村市総合計画策定支援業務委託仕様書

この仕様書は、大村市（以下「本市」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を遂行するために必要な事項を定める。

1 業務名

第6次大村市総合計画策定支援業務委託

2 業務目的

第5次大村市総合計画が令和7年度に目標年次を迎えることから、令和8年度以降の本市のまちづくりの指針とするため、「基本構想」及び「基本計画」並びに地方創生の視点において重なる部分が多い「総合戦略」から構成される第6次大村市総合計画（以下「新総合計画」という。）を策定する。

本業務は、本市の抱える課題の整理や社会経済情勢の変化など時代の潮流を見据えて新総合計画を策定する必要があるため、市民等に分かりやすい計画とするため、専門的な知見をもって必要な支援を委託するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 計画の構成

新総合計画の構成及び計画期間は、以下のとおりとする。ただし、より効果的及び効率的な市政運営に資すると認められる場合においては、協議の上、変更の提案をすることができる。

(1) 基本構想

本市が目指す将来像を明らかにし、その実現のための基本的なまちづくりの方向性を示すもので、期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

(2) 基本計画

基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な施策を体系的に示すもので、前期基本計画を令和8年度から令和12年度までの5年間とし、後期基本計画を令和13年度から令和17年度までの5年間とする。ただし、本件については、前期基本計画のみ策定するものとする。

(3) 総合戦略

地方創生の更なる充実・強化のため、本市の社会課題解決や魅力向上の取組を示すもので、期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

5 業務内容

(1) 基礎調査・現状分析

ア 都市現況調査

本市の特性等の調査分析を行うとともに、社会経済動向の整理や本市への影響分析を行い、報告書を作成する。調査分析項目については、別途協議して決める。

イ 市民会議

公募等により本市の10代から70代までの市民を集め、本市の強みや課題等について話し合う際のテーマの検討や会議の進行（4回程度）、提言書の作成等の支援を行う。

ウ 団体ヒアリング

本市の各業種・分野の関係団体に出向き、本市の課題等についてヒアリングを行う際、ヒアリング項目の検討やヒアリングの結果の報告書を作成する。

エ その他

アからウまでの項目のほかに調査・分析等が必要となった場合は、別途協議して決める。

(2) 会議運営支援

ア 庁内会議

部長級等の庁内会議において、関連資料の作成支援等を行う。

イ 庁外会議

総合開発審議会等の各種庁外会議（3回程度）において、関連資料等の作成、協議テーマの提案、会議録の作成等の運営支援を行う。

(3) 総合計画及び総合戦略原案作成支援

本市が目指す将来像やそれを実現するための基本的な方向性を示すため、(1)基礎調査・現状分析の結果等を踏まえ、写真、図、イラスト等を用い、20年後、30年後のビジョン（12ページ程度）を盛り込んだ基本構想及び基本計画から成る総合計画及び総合戦略の原案作成支援を行う。

(4) デザイン・レイアウト

誰もが見やすい、図表やイラスト、写真等を盛り込んだフルカラーでのデザイン・レイアウトを作成する。

6 成果品

(1) 総合計画（フルカラー） 300部

(2) 総合計画概要版（フルカラー） 1,000部

(3) 調査報告書（フルカラー） 1部

(4) 上記(1)～(3)に係る資料、記録、報告書等の電子データ

（提出については、CD又はDVDとすること。また、電子データについては、PDFのほか、編集等が可能なWord、Excel形式等とすること。）

7 遵守事項

- (1) 本業務において作成したデータ結果及び作成過程のデータの著作権及び所有権は、本市に帰属するものとし、本市の承認を受けずに複製、公表及び貸与してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、業務で使用する各種資料・データ等に含まれる行政機密や個人情報等の紛失、漏えいがないように、セキュリティ対策及び個人情報保護対策を講じなければならない。
- (4) 受託者は、業務の実施に伴い適用を受ける法令、規定、基準、指針等についてこれを遵守すること。
- (5) 受託者は予期せぬ事態が生じたときは、速やかに本市へ報告し、指示を仰ぐこと。
- (6) 業務の履行に当たり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に生じた費用は、受託者が負担すること。ただし、その損害の発生が本市の責による場合はこの限りではない。
- (7) 受託者は、納付事務に係る業務を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に書面で申請し、本市から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

8 その他

- (1) 本仕様書に示すもののほか、本市にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (2) その他本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定する。

9 担当部署

大村市 企画政策部 企画政策課

所在地 〒856-8686 大村市玖島一丁目25番地

電話 (代表) 0957-53-4111 (内線226、229)

FAX 0957-54-0300

メール kikaku@city.omura.nagasaki.jp